

第50回（令和2年度第1回）契約監視委員会 議事概要

契約監視委員会事務局

1. 日時

令和2年6月17日（水）13：30～16：30

2. 場所

日本原子力研究開発機構東京事務所 役員会議室他（Zoom会議）

3. 出席者

委員長	有川 博	日本大学総合科学研究所	客員教授
委員	石田 恵美	弁護士／公認会計士	
委員	野村 修也	中央大学法科大学院	教授／弁護士
委員	幕田 英雄	弁護士	
委員	田中 輝彦	日本原子力研究開発機構	監事
委員	天野 玲子	日本原子力研究開発機構	監事
説明者 （事務局）	須藤 憲司	日本原子力研究開発機構	理事
	江籠 誠	日本原子力研究開発機構	契約部長
	大場 正克	日本原子力研究開発機構	契約部次長
	佐野 樹	日本原子力研究開発機構	契約調整課長
	中西 昌夫	日本原子力研究開発機構	法務監査部長
	高橋 潤	日本原子力研究開発機構	法務監査部監査課長

4. 議事概要

(1) 説明及び主な質疑

① 前回議事概要について

前回議事概要案は、原案どおり了承された。

② 調達等合理化計画について

事務局から令和元年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画（評価結果）及び令和2年度国立研究開発法人日本原子力研究開発機構調達等合理化計画について説明し、審議の結果了承された。

③ 前回委員会以降の状況について

事務局から現時点における契約等の改善に関する取り組み（四段表）、前回委員会の個別契約案件審議におけるご意見・対応状況について説明し、審議の結果了承された。

④ 個別契約案件審議

令和2年1月～令和2年3月の契約事案の審査対象リストから各委員が抽出した6件について審議し、委員より以下の意見が出された。

○Na 流動伝熱試験室排気ダクト改修工事

- ・ 事前に業者から徴取した参考見積書の額で積算した場合、当該業者が入札に参加し落札率100%で落札する可能性があることから、参考見積書をどの者から徴取しどう管理するのか等ルールを定めて、参考見積書徴取の適正さを確保する必要がある。

○JMTR 二次冷却系冷却塔倒壊に係る安全措置等業務

- ・ 緊急契約においては、価格確定前に作業が着手されることから、無駄のない価格となるよう作業工程を見定めながら進めてほしい。

○2020 年外国雑誌の購入

- ・ 最安値で調達していること、競争性があることを確認した。

○分析・研究施設 第1棟の放射能測定装置及び元素分析装置の購入

- ・ 複数の装置を一括発注しているが、分割発注とするのか、一括発注とするのかについて、合理性を検討した経緯も今後は説明してほしい。

○屋外監視カメラの交換作業

- ・ 本交換作業については、2者へ声掛けをしたが、1者は人的余裕がなく機構の更新計画に合わせるができなかった。複数者の参加ができるようにするためにも設備更新計画を余裕のある計画としてほしい。
- ・ 設備更新契約に当たっては、過去の価格情報の記録を残し、物価状況を確認しながら価格の合理性を担保できるよう検討してほしい。

○新型転換炉原型炉ふげんにおける原子炉施設運用管理支援業務の労働者派遣契約

- ・ 本件は、既契約の労働者派遣契約を2か月延長する事情が生じたが、既契約の変更ではなく、新規の競争入札とした。業務内容は習熟性、継続性から確実な履行が求められるもので、契約変更も合理性があったのではと考えられる。今後も合理的な契約について検討してほしい。
- ・ 予定価格や労務費単価の設定について、予算との関係にも留意しつつ適切性の確保を継続してほしい。

○全体を通じて

- ・ 契約監視委員会において指摘した事項について機構の対応が示されてはいるが、その後、現場等で適切に実施されているかどうかのフォローアップをしてもらいたい。

(2) その他

次回委員会は10月14日（水）に開催することが事務局から報告された。

以 上

原子力機構における契約等の改善に関する取り組み

令和2年5月末現在

項目	従来の取組	自民党行革本部PT報告書を踏まえた改善方策	分科会の提案を踏まえた改善方策	措置状況
契約手続関連	<p>入札前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務請負契約における受注者準備期間の確保(H22.1～) ○国の競争参加者資格も有効とする競争参加者資格の拡大(H24.4～) ○入札情報等のHP掲載(H22.1～)及びメールマガジンによる調達情報の配信(H25.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県中小企業団体中央会HPへの機構情報掲載依頼(H28.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ○入札までの準備期間を確保するため、年間発注計画(翌年度計画を含む)を策定し早期に機構HPに公表(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注計画 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 前年度より3ヶ月早め、一般競争入札及び公募の予定案件(1,000万円以上)を平成29年5月にホームページへ公表(件名、予定契約方式、作業期間、調達概要、入札公告予定時期、入札予定時期、納期(期間)等) ・平成30年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を平成29年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成30年5月に公表 ・平成31年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を平成30年11月にホームページへ公表。物品購入等の計画を平成31年4月に公表 ・令和2年度計画 <ul style="list-style-type: none"> 年間役務契約等の計画を令和元年10月にホームページへ公表。物品購入等の計画を令和2年4月に公表 ・応札者拡大に向けた新たな取組の一つとして、機構の入札に参加するための手順を分かり易く解説した「JAEA入札参入ガイド」を機構ホームページへ掲載(R1.10) URL:https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/cp_guide/guide.pdf ●機構内各拠点への契約制度説明及びコストダウン啓蒙(H29.5～6、H30.6～7、R1.5～7)
	<p>予定価格</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市場価格調査に資するため研究開発法人の購入機器価格をデータベース化のうえ共有(H24.2～) ○「精算条項特約付き契約」を導入し、履行完了後に原価を確認し精算を実施(H23.7～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○落札率100%等の高落札率を回避するための予定価格設定方法の見直し(H28.2～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○随意契約等、一者により毎年繰り返される契約案件について、履行実績確認が有効に働く仕組みを構築(H28年度中に措置) ○データベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・人件費について、労務費単価調査を実施し、常駐役務契約の予定価格積算に反映(ただちに措置) ・物件費について、データベース化の更なる充実(ただちに措置) ○応札者を拡大するための改善 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約案件を分類整理(購入、製作、役務等)し、応札者実績リストを作成のうえ周知(28.8中に措置) ・上記リストを契約請求箇所における見積徴取の参考とし、予算精度を向上させる(28.8中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○履行実績確認の仕組みの構築と確認 ・施設維持管理費削減のため、常駐役務契約等の業務内容等の点検と一斉見直し実施済(H28.10～12)実施結果についてとりまとめ報告 ○データベース化 <ul style="list-style-type: none"> ・常駐役務労務費単価設定(H29.2) ・他法人の購入機器価格のデータ蓄積を継続実施 ○応札者を拡大するための改善 <ul style="list-style-type: none"> ・3年分の応札者実績リストを作成し、請求箇所が活用できるよう周知(H28.8～)
	<p>入札手続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度 <ul style="list-style-type: none"> ・本部の政府調達協定対象案件を対象(H24.1～) ・本部の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H25.1～) ・全事業所の政府調達協定対象案件を対象(H25.7～) ・全事業所の随意契約基準額超の一般競争入札案件を対象(H26.1～) ○原子力施設の工事契約のみに地域要件を設定 ○広告等期間の十分な確保(H22.1～) <ul style="list-style-type: none"> ・原則10日以上を14日以上 ・総合評価落札方式及び企画競争は原則20日以上 ○競争入札に参加可能な業者が一者に限られるような過度な仕様条件を禁止(H22.1～) ○分かりやすい仕様書作成に関する注意喚起(H24.11) ○複数年契約に関し、落札日から業務履行開始日まで約3週間の準備期間を設定(H22.1～) ○契約改善の一環として公共サービス改革(市場化テスト)による契約を実施(H24.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子入札制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・業務請負契約を対象(H28.1～) ○複数者より参考見積を徴取することを注意喚起(H28.2～) ○公告等期間の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・14日→20日(H28.3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件の撤廃又は緩和(28.8中に措置) ○応札者を拡大するため、企業アンケートを実施し、一者応札の要因を分析のうえ契約手続きを改善する(ただちに調査開始) ●「入札条件等点検表」を充実させ、発注単位の点検を行う(28.7中に措置) ●複数者より参考見積を取得することの更なる徹底(28.7中に措置) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める(H28年度中に措置) 	<ul style="list-style-type: none"> ○工事契約における地域要件 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年8月の入札公告から原則撤廃(H28.8～) ○企業アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった企業へのアンケート調査開始(H28.6.30) ・平成28年12月末までのアンケート結果集計 ・平成28年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(H29.6.20) ・平成31年3月末までのアンケート結果集計 ・平成29,30年度集計結果及びそれを踏まえた改善方策をホームページへ公表(R元.8.20) ・令和元年3月末までのアンケート結果集計 ・令和元年度集計結果等をホームページへ公表(R2.4.30) ・来年度以降も継続実施 ●入札条件等点検表 <ul style="list-style-type: none"> ・入札条件・仕様書点検表の改訂・周知(H28.7.29) ●複数者参考見積 <ul style="list-style-type: none"> ・契約請求予算額の参考に徴取する見積書の取扱いを再周知(H28.7.13) ●連続一者応札案件を分析し、随契も含めた合理的な契約手続に改める <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度契約確定後、検討 ・平成29年度は各種改善取組み(H28.7～)の成果を確認 ・平成30年度から原則実施 ・一般競争入札から随意契約事前確認公募への移行実績(H30年度)について、契約請求部署が活用できるよう周知(R1.7～)
<p>審査機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会による審査拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・500万円以上の随意契約全件の審査(H20.4～) ・一般競争入札の全件審査(H22.1～) ○予定価格算定審査 <ul style="list-style-type: none"> ・5000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H17.10～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○仕様書等に関し、「入札条件点検表」に基づく総点検を実施(H28.2～) ○予定価格算定審査の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・関係法人が応札見込の1000万円以上の案件について積算書及び査定書を審査(H28.4～) 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約審査委員会に外部の人材を入れる等、契約審査を強化するとともに、契約監視委員会で契約審査の状況を点検(ただちに検討開始) ○競争的環境の存在の有無について請求箇所による精査及び契約審査委員会による審査を強化(ただちに検討開始) 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部委員の起用 <ul style="list-style-type: none"> ・契約審査委員会の規定改正(H28.8.24) ・公募、応募者3名の面接審査(H28.9) ・外部委員(2名)委嘱(H28.10.31～H29.3.31) ・契約審査委員会・契約審査部会への外部委員参加(H28.11～) ○審査の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・審査基準(案)の作成(H28.9)、確定(H28.12) ●適正な入札・契約手続を促すための取組として、「指摘対策ケースブック」を策定し、契約請求部署へ周知(R2.2) 	

○→「中間とりまとめ」において改善を明示的に記載された項目
●→委員会審議等において議論の中で指摘のあった改善項目
下線は前回委員会以降の追加措置

契約手続関連	警備契約	○核物質防護上から特命随意契約にて実施	○核物質防護秘密の拡散防止及び核物質防護警備における機能維持の確保を大前提に競争性ある契約へ移行(H28.2) ○業界団体等へ入札情報を提供のうえ当該団体の加盟企業へ周知依頼(H28.2) ・核物質防護に係る警備業務の公募広告を業界団体を通じて加盟企業へ周知依頼(H28.2)	●公募期間の延長や他の警備業者等、潜在的業者への働きかけ等、更なる競争性の確保に向けて一層の努力を行う(H28.12中に措置) ●令和2年度核物質防護警備業務の再検討 ・中央核物質防護委員会の下に、警備契約分科会を設置(H28.8.10)、公募要件・審査基準検討終了(H28.11) ・H28.12公募開始、 ・H29.1.18応募締切(複数の応募あり) ・H29.1.19~2.24技術審査実施(複数指名候補あり) ・H29.3.30~4.10指名競争入札 ・入札の結果、前回より年額で約9,170万円の低減が図られた。 ●令和2年度核物質防護警備業務 ・R1.9公募開始(6拠点) ・R1.10応募締切(もんじゅのみ複数応募あり) ・R1.10~12技術審査実施 ・R2.1もんじゅは指名競争入札実施。それ以外の拠点は1者のみの応募により随意契約。	
	契約実績の公表	○少額随意契約基準以上の契約内容の公表(H20.7~) ○関係法人との契約情報の公表(H23.7~)			
関係法人との契約	関係法人との契約		○(平成29年度末まで) 関係法人と、競争性のない契約(一者入札、実質的に一者入札と同視できる関係法人のみの入札、随意契約等)は行わない 関係法人との契約は、 ① 関係法人以外も応札しているなど、実質的な競争を経て関係法人が契約相手に選定される場合 ② 契約相手が関係法人に限られ、競争性の更なる向上に向けた各種取組を行ってもなお競争環境が整う見込みがない場合 に限るものとする 原子力機構は、①及び②の該当について契約監視委員会の審査を受けることとし、②についてはさらに確認公募を行った後でなければ契約できないこととする ○(平成30年度以降) 関係法人との契約(平成30年度以降にわたる複数年契約も含む。)は、上記①の場合に限るものとする ○将来的には、①の場合についても、関係法人との契約は行わないことも検討する	○契約審査の強化に含む ○平成30年度以降の契約については、改善方針に基づき、関係法人の状況を確認し実施(平成30年度期首より、関係法人に該当する法人はなし)	
	通報窓口	○機構内外からの各種告知制度(通報窓口は機構内) ・コンプライアンス全般 ・契約に関する談合関係 ・離職役職員(機構OB)からの不正取引行為関係 ・研究開発活動の不正行為関係 ・セクハラ・パワハラ関係 ・安全に関する提案関係		○機構内外からの通報の利便性及び秘匿性を向上するため、機構外に通報窓口を設置(ただちに措置) ○不正取引行為関係の通報は、離職役職員に関わらず全ての不正取引行為を対象とすることに変更(ただちに措置)	○外部通報窓口(弁護士)を設置(H28.9.1運用開始) ○不正取引行為報告・通報規程の改正(H28.8.30)
通報制度関連	外部からの情報提供	○外部からの提供情報を取り込む仕組みを導入(H24.4)		○コンプライアンス上の外部から提供情報は、通報制度に基づき適切に対応することを徹底(通報制度の充実)(ただちに措置)	○通報規程の改正(H28.8.30)
関係法人関連	再就職規制	○役職員の再就職あっせん及び在職中の就職活動の禁止等に関する規制を導入(H22.1)	○在職中の求職活動に対する規制を強化(H28.4) ・関係法人の役員等に就くことを目的とした求職活動の禁止 ○採用情報の把握(H28.4~) ・機構との契約法人に対し、機構で課長相当職以上の職経験者を採用決定した場合の報告を要請		
	利害関係者等との接触			○職務遂行の公正さに対する国民の信頼確保のため、利害関係者等との接触・記録・報告・公表に関するルールを制定(H28.8中に措置) ○機構は行動指針に基づき綱紀保持に徹している点について取引業者に周知徹底(H28.8中に措置) ○接触制限については、職員だけでなく役員も同様にすべき	○利害関係者との接触に係る対応を規定(H28.8.29施行) ○役員も対象とする規定に改正(H28.9.29) ○新たに以下の対応を図り、ホームページに公表(H28.8~) ・不正取引行為に関する外部通報窓口を設置 ・不正取引行為報告・通報規程の改正 ・利害関係者との接触に係る対応を規定

第 49 回（令和元年度第 3 回）契約監視委員会 個別契約案件審議におけるご意見・対応状況

委員からのご意見	対応状況等
<p>A-1 決算支援システムの開発</p>	
<p>入札手続について、履行期間をなるべく長くとり、もう少し工夫の余地があったのではないかと。</p> <p>機構全体においてシステム開発の戦略的な体制がとられているのか。</p> <p>全体的なシステム開発にかかる中長期的な計画の下に、個々のシステム開発を行ってほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本件は、令和元年度に判明した財務に関する業務上の課題解決を目的とし、令和 2 年度当初からの会計処理に間に合わせるために開発したシステムであったという事情があったため、履行期間を短期間とせざるを得なかったものです。今後は、計画的に手続を進めることにこれまで以上に留意し、導入するシステム規模に応じた十分な履行期間の確保に努めます。 ・機構における業務、システムの最適化（以下、「最適化」という）を図るため、総務担当理事が兼務する情報化統括責任者（CIO）を設置し、その総括の下、最適化による業務運営の簡素化、効率化及び合理化を戦略的かつ横断的に推進しています。また、具体的な最適化のための機構の経営に関わる重要情報システムの開発の検討は、機構の業務改革推進委員会（委員長：総務担当理事）において実施しています。これまでもこの体制の下、財務・契約系情報システムの更新、内線電話網最適化、汎用計算機システム最適化等に取り組んでまいりました。 ・中長期的な計画については、主に基幹システムを扱っているシステム計算科学センターによる、システム開発にかかる方針は持っていますが、今回の御指摘を踏まえ、より戦略的に機構のシステム開発を進めるため、基幹システムも含めた全体的なシステム開発にかかる中長期的な計画を検討し、その中で個々のシステム開発を位置付けてまいります。 ・中長期的な計画の検討においては、機構の次期中長期計画への展開も考慮しつつ、年度内策定に向け進めてまいります。
<p>A-2 もんじゅ廃止措置計画策定に係る総括調整役務</p>	
<p>もんじゅ廃炉事業は未知な部分も多くやむを得ない部分はあるものの、機構は司令塔として全体のマネジメントを行い、得られた知見をノウハウとして蓄積できるような工夫をしてほしい。</p> <p>廃炉作業を行う全ての会社に対して牽制機能が働く仕組みを設けた方がトータルとしては安くなるのではないかと。</p>	<p>もんじゅ廃炉作業については、機構において、全体としてムダ、抜けのない解体計画を策定し、マネジメントしていくよう取り組んでいます。</p> <p>解体計画の策定にあたっては、主要設備メーカー等との解体計画協議会を設け、メーカー間の調整を適切に進めてきました。</p> <p>2019 年度に解体計画の策定に本格的に着手するにあたっては、中核設備である原子炉容器を中心に各設備間の干渉、取合に関する技術的な調整や設備共通の設計基準の整備を行う必要がありましたが、これらを円滑かつ的確に進めるための十分な知見、支援を得るため、原子炉容器を設計製作した三菱重工業へ各設備間の取り合いの検討・調整のプロセス</p>

委員からのご意見	対応状況等
	<p>の一部作業を委託し、技術的課題の抽出や共通的な設計基準整備の準備を整えました。機構において、これらの業務プロセスを適宜確認したことで、今後作業を展開する上での知見が得られました。</p> <p>2020年度からの解体計画策定作業においては、機構において、これまでに得られた知見やノウハウを活かしつつ、メーカー各社、工事施工会社と協議しながら解体計画の具体化を進めていく予定です。</p> <p>今後も引き続きメーカー等と連携しながら解体計画を推進していきますが、業者選定や契約方式については機構において適切に判断し、より一層の経費低減に努めていきます。</p>
A-3 NUCEF圧縮空気設備点検等作業	
<p>何年も一者応札が繰り返されており、結果的には当該設備を施工した一者に頼らざるを得ないという構造であるため、新規参入を促すプロセスを経た上で、参入の見込みがない場合は、むしろ確認公募に移行することが合理的ではないか。</p>	<p>・当該設備の製造業者に確認したところ、販売代理店制度を採用していることから、製造業者として入札に参加することはできないとの回答でした。本件は、互換性の観点から契約先以外の業者が品質を担保して契約を実施することが困難な状況が長年続いており、他の業者の参入は現状としては期待できないことから、事前確認公募への移行を検討します。</p>

委員からのご意見	対応状況等
B-1 放射性物質モニタリングデータの情報公開サイトの改良に係る概念設計作業	
<p>今後、新規参入を促すため、新しい知見を入れてより良いサイトにしたいという意向が分かるように仕様書を具体的に記載できないか確認していただきたい。</p> <p>広告代理店、コンサルティング会社など参入業者の業種を広げて意見を聞くことも良いのではないか。</p>	<p>・今後発注する同種作業の仕様書を作成する際には、異業種からの意見等を参考にするとともに、新規参入を促すために機構の意向や要求機能等を具体的に記載するなど、適正な仕様書の作成に努めます。</p>
B-2 スーパーコンピュータシステムの再リース	
<p>次年度以降、スーパーコンピューター本体の導入が予定されていることから、引き続き技術面、契約面ともに十分に確認を行い適切な調達となるよう努めていただきたい。</p>	<p>・高額な物品等の調達に当たっては、引き続き調達物品の仕様確定に伴う動向調査を適時行うとともに、計画性のある契約手続を行うなど、適切な調達となるよう努めます。</p>
B-3 事業所間広域イーサネット回線借用契約	
<p>今後のネットワーク環境について予算の制約もあるが、通信速度や品質と価格等を総合的に勘案して選定するよう努めていただきたい。</p>	<p>・ネットワーク環境の整備については、提供事業者のネットワークインフラについて随時情報交換を行い、通信速度や品質等を総合的に勘案し、最善の環境を選定できるよう努めます。</p>